

平成24年度住所表示審議会会議録

- 1 開催日時 平成24年8月10日（金）
午後1時30分から午後4時20分まで
- 2 開催場所 印西市役所 附属棟2階 23会議室
- 3 出席者 飯塚康雄委員、糸川道行委員、井上兼一委員、岩井宏之委員
現王園秀志委員、櫻井圀郎委員、杉本昭夫委員、鈴木宏茂委員、
西林千秋委員、吉田劭委員
- 4 欠席者 なし
- 5 市側出席者 市長
- 6 事務局 宍倉総務部長、浅倉参事、古川主幹、平川主査、川上主査補
- 7 傍聴者 なし
- 8 協議事項 (1) 会長及び副会長の互選について
(2) 会議の運営方法について
- 9 審議事項 (1) 千葉ニュータウン8住区及び9住区の字の区域及び名称の
変更について
- 10 議 事

事務局 本日はお忙しい中、印西市住所表示審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今より印西市住所表示審議会委員の委嘱状の交付を行います。順次お名前をお呼びしますので、その場にてご起立をお願いします。

(委 嘱 状 交 付)

事務局 続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市 長 挨 拶)

事務局 それでは、委員の皆様につきましては、新たに委嘱された方々もおられますので、ここで順に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、飯塚様の方から一言よろしく願いいたします。

(委 員 自 己 紹 介)

事務局 続きまして、職員の紹介をいたします。

(職 員 自 己 紹 介)

事務局 以上をもちまして、委嘱状の交付を終了させていただきます。市長におきましては、他の公務のためここで退席させていただきます。

事務局 引き続きまして、これより印西市住所表示審議会を開催させていただきます。

会議録を調製する都合がございますので、録音をさせていただきます。予め御了承ください。

続きまして、本日の会議の流れについて御説明させていただきます。会議次第を御覧ください。この後4の協議事項で会長副会長の互選を行っていただきます。その後会議の運営方法について協議をいただくこととなります。その後5としまして、字の区域及び名称の変更について諮問をさせていただきます。その後6としまして、印西市の住所表示について説明をさせていただきます。その後7ということで、御審議いただく区域を車で移動して現地を視察していただくこととなります。その後会議室に戻りまして、次第の8の審議いただく事項について説明させていただきます、審議を行っていただきます。

続きまして、会議次第の4協議事項になりますが、会議の議長につきましては、印西市住所表示審議会条例第8条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますが、会長の互選がされておりませんので、会長が決まるまでの間、事務局の総務部参事が仮議長を行います。

仮議長(事務局) それでは、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議次第の4 協議事項の(1)「会長及び副会長の互選について」でございますが、印西市住所表示審議会条例第7条第1項の規定により、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」としております。

まずは、会長の互選を行いたいと思いますが、どなたか推薦等ございましたらお願いいたします。

委 員 会長には、前回の会長を務めていただいております、吉田さ

んに引き続きお願いしたらどうかと思います。

仮議長(事務局) 委員の方から、前回会長の吉田様を御推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

仮議長(事務局) 吉田様よろしいでしょうか。

(本人了解)

仮議長(事務局) それでは、吉田様に会長をお願いしたいと思います。
会長が選任されましたので、仮議長の役を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局 それでは、早速ではございますが、ただいま選任されました会長の吉田様より御挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局 ありがとうございました。それでは、印西市住所表示審議会条例第8条第1項の規定により、会長の吉田様に議長をお願いいたします。会長の吉田様には議長席へお願いいたします。
暫時休憩をお願いします。

議長 それでは再開します。条例の規定により、議長を務めます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に、本日の出席人数は10名でございます。委員の半数以上の出席がございますので、印西市住所表示審議会条例第8条第2項により、本会議が成立することを御報告いたします。
続きまして、「副会長の互選について」でございますが、印西市住所表示審議会条例第7条第3項の規定により、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。」としており、同条第1項の規定により「副会長は委員の互選により定める」こととしております。どなたか推薦等ございますか。

委員 副会長には杉本委員が最適任ではないかと思えます。杉本委員

を推薦します。

議 長 杉本委員の推薦をいただきました。他に推薦等ございますか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、杉本委員に副会長をお願いします。

議 長 続きまして、協議事項の(2)「会議の運営方法について」で
ございますが、事務局から説明をお願いします。

(事 務 局 説 明)

議 長 ただいま事務局から会議の運営方法について説明がありました。
順次、審議会において決めさせていただきます。

この会議を公開とすることについてですが、基本的には公開と
いうことで御理解をいただきたいと考えておりますが、何か御意
見ございますか。

(「ありません」という声あり)

議 長 審議会の会議の運営方法の規定等の中では、これは公開という
ことになっておりますので、公開ということにします。

議 長 次に傍聴人の定員ですが、こちらは会場との兼合いがあるとい
う話でございまして、事務局が会場の広さに応じて設定すること
とするということですが、何か他に御意見ございますか。先程事
務局からの案では、この会場においては10名ということでした。
委員の皆様から御異論がなければ事務局案となるものですがい
かがでしょうか。

(「結構です」という声あり)

議 長 それでは、傍聴人につきましては、会場の広さにあった定員を
事務局が定めることにします。

議 長 次に審議会としての傍聴要領ですが、要領(案)について何か
御意見ございますか。

委員 傍聴することができない者の(1)に「凶器その他人に危害を加え」というのがありますが、凶器というのは犯罪を構成したもので、ここでは「拳銃、ナイフ、その他」とした方が適切ではないでしょうか。趣旨はわかりますが、凶器というと既に犯罪を犯してしまった後の話になるので、記述するのであれば拳銃、ナイフ、その他とした方が良いのではないのでしょうか。

議長 事務局いかがでしょうか。そういう言葉だそうですが、他にございますか。

(「ありません」という声あり)

議長 傍聴要領につきましては、ただいま委員から話がありましたので、具体的な物を記載するというところで事務局で検討いただき、基本的にはこの傍聴要領で進めさせていただくということにさせていただきます。

議長 ここで傍聴人の定員と傍聴要領が決まりましたので、傍聴人の入室ということになりますが、今日は希望者はおりますか。

事務局 おりません。

議長 傍聴人は居ないようですので、このまま進めさせていただきます。

次に会議録についてですが、全文筆記とするか要点筆記とするかを審議いたします。これは前回の審議会では要点筆記という意見が多かったのですが、今回のこの審議会につきましてはいかがでしょうか。

委員 要点筆記が良いのではないのでしょうか。

議長 要点筆記ということでよろしいでしょうか。
それでは前回同様、要点筆記ということにさせていただきます。

議長 次に発言者の表記方法ですが、委員とするか、氏名を表記するかですが、昔でしたら役所に備え置く文書だけでしたが、今はインターネット上も出てきますので、皆様に意見をいただきたいと

思います。

委員 名前を入れなければ会議録として通用しないのでしょうか、それとも委員表記でも通用するのでしょうか。

事務局 会議録での委員名の表記ですが、印西市の庁内の会議ではそれぞれでございますが、ホームページで公開することもございますので、最近の傾向としては委員と表記する例も多いと伺っております。

委員 できれば、その方法でやっていただければ良いと思います。

議長 皆様いかがでしょうか。

委員 氏名についてはその通りだと思っておりますが、国の審議会などでも公開する場合は氏名を表記しない場合が多いと思いますが、正式な会議録としては氏名を記録する必要があるのではないのでしょうか。この審議会では、過去の場合は、正式な会議録と公開用の会議録と分けてはいなかったのでしょうか。正式な会議録をそのまま公開していたのでしょうか。そのままという必要もないと思うので、その辺についても検討いただければと思います。もしかすると、会議ではきちんと書いておいた方が後日のためには良いかと思ったり、公開する場合は氏名を表記しないで、その両方を管理していただければ良いのではないかと思います。

事務局 公開用と正式なものとを分けるということですが、情報公開ということで請求をされますと、持っているものは、個人情報等がない場合は全て公開せざるを得ないということがありますので、全く公開されないということではないということでございます。

議長 ここでお話しされたことを、誰が何を言ったかをそのままとっておいた場合には、情報公開上はどうなのですか。

事務局 市が情報として保有していれば、請求があった場合は、公開条例に抵触しないものについては、全て公開するというのが原則ですので、公開用と正式用と完全に分けてということは、やはり難しいのではないかと思います。

委員 先ほど公開と言った意味は、行政資料室とホームページでの公開のことで、情報公開法に基づく公開ではなく、情報公開法に基づく公開は請求した本人しか見せませんから、広い意味では公開ですが、全員ということではないので、やむを得ないと思います。その辺を検討いただければと思います。今後の審議会についても同じことが言えると思います。国の方では公開用ということをやっています。

事務局 今、広い意味で公開になるか、ならないかということで申し上げましたが、情報は保有していれば、どんな形でも出る可能性はありますし、ホームページでは委員という表記でいいと思いますが、この委員は誰ですかなどと問い合わせがあった場合には、情報を保有していれば答えざるを得ないので、そういったことを踏まえて決めていただければと思います。

議長 ホームページでの公開については、委員と表記して要点を記載するというところでよろしいでしょうか。問題があって委員の議論を深く知りたいという人がいれば、その人だけに、それなりの対応をするわけでしょう。

事務局 基本的には会議録ですので、そこにあるもの以外は説明できないと思います。言葉の中に隠されている真意を事務局が解説を加えたりということは無理だと思います。

議長 前例はたくさんあると思いますので、表現、記録としての内容は事務局で推し測ってもらえますか。

事務局 事務局の考え方として、会議録につきましては、公開するもの、保存するものを基本的にはひとつの会議録を統一して使用した方がよいのではないかと思います。これを用途によって公開する内容のレベルを分けた場合に、色々な判断が出てきますし、どういった弊害がでるか想定ができません。住所表示審議会として必要な記録については、全て要点筆記で記録し、委員が発言したことは正確に趣旨を残すということはしていきたいと思いますので、その中で、公開用、記録用は統一した形で残していきたいと考えますので、その辺で議論をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、皆様いかがでしょうか。

基本的に会議録はひとつであるということは当然だろうと思いますが、要点筆記で、委員表記で記録を残し、インターネットその他の公表については、その中でこれを公開していくという形でいかがでしょうか。

委員 記録は正式な形で残してもらいたいが、ホームページでは委員という表記で良いのではないのでしょうか。

事務局 先ほど御説明申し上げましたが、要点筆記ですが、ほとんど全文筆記に近いものになります。ある意味どの委員がどの発言をされたかわかるような内容になっておりますので、そういう意味での要点筆記であるとお考えいただきまして、会議録につきましては保存用、公表用をひとつにしていきたいという趣旨も事務局としてはございますので、その中で御検討いただけたらと思います。

議長 それでは要点筆記で行うということと、インターネット等の公表には氏名を入れずに委員と表記していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 次に会議録の確定方法についてです。規則には、「会議による議決」、「委員全員による個別の承認」、「この審議会が示した委員による承認」、「その他この審議会が定める方法」となっておりますが、当審議会として何か御意見ございますか。

(「ありません」という声あり)

議長 特に意見がなければ、前回は会議録を委員に見ていただいて、御意見をいただいて、それで確定をして事務局でつくるというやり方でしたよね。

よろしければ、また同様の形で委員の方に御確認いただいて、それを私が署名して確定させる。そういうことによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

議長 次に会議録の公表ですが、行政資料室への配置と市のホームペ

ージに掲載することで、公表を行うということでございますが、これについて御意見ございますでしょうか。なければこのとおりに進めさせていただきますが。

(「異議なし」という声あり)

議長 以上で会議の運営方法ということで決めさせていただきました。

委員 議長よろしいでしょうか。会議の運営方法で、傍聴要領ですが、傍聴の受付の時間制限が無いので、開会後まで、今来たというのがあって困ることはないかということ、従って、受付は開会までとか開会前日までとかそういうことが必要ではないかと、もう1点は守っていただく事項の中には入っていないのですが、開会後に入退室するというのも広い意味では会議の支障になる行為になるのですが、あげておいた方がよろしいのではないかと、この2点です。

議長 今、委員から傍聴要領ということで、ひとつが傍聴する手続の受付時間の表示をした方がよろしいのではないかと、それと守っていただく事項で、審議会開催中の入退室はできないということも加えたらどうかということでございます。

事務局 傍聴の受付時間に関しましては、次回までに変更させていただきます。傍聴の入退室につきましては、この場でお決めいただきまして、会議中でも入退室可能ということであれば、それによって傍聴要領を作成しますし、会議途中は入退室不可能ということであれば、そういうことで傍聴要領を作成しますので御検討をお願いします。

事務局 補足いたします。市の会議の中では一般的には入退室は自由という会議が多いと思いますので、その辺の方向で御結論いただければと思います。

議長 ひとついいですか。他の審議会等を開催されている要領で、そういう入退室に関しては決めていないのですか。
本審議会はどうでしょうか。

委員 今までも傍聴は少なかったのですが、このままで良いのではないですか。

委員 今までは広報紙でしか知らなかったのが、ホームページ等に掲載することにより、傍聴者が急激に増えることも予想されますので、今後の対応としては、規制を設けることも必要ではないかと思えます。

議長 載せておいても別段支障はないと思えます。逆に載せない方が今後支障が発生するおそれがあるということになりますので、そのようなことであれば、載せておいてもいいのではないかということになりますか。

委員 傍聴は今まで入退室は自由でしたか。

委員 傍聴者は良識の範囲で入退室されるでしょうから、傍聴要領はそのままいいと思えます。

議長 委員の話もございましたし、やはり規制ばかり並べても堅苦しくなる部分もありますし、また不測の事態が生じましたら、その時こそ決めなければいけません。こういう話があったということだけ気にとめていただければいいと思えます。受付の時間は、これは決めておいてもいいかなと、ホームページ上でも載るでしょうから、このぐらいの規制はいいかなと思うのですが、入退室自由ですからそんなこといらぬということもありますが。

委員 定員を決めるわけだから、時間は決めた方がいいでしょう。

議長 わかりました。他に無ければ事務局にお任せしたいと思えますがいかがですか。

(「異議なし」という声あり)

議長 色々貴重な御意見ありがとうございます。それでは会議録の公表ということで、市のホームページに掲載ということでやっていきます。

次に会議次第5「字の区域及び名称の変更についての諮問」でありますが、事務局から説明をお願いします。

事務局

千葉ニュータウン8住区及び9住区につきまして、千葉県企業庁より字の区域及び名称の変更の要望がございましたので、市といたしましては、印西市住所表示審議会条例の規定に基づきまして、住所表示審議会に対して諮問を行うことといたしました。

つきましては、市長を代理いたしまして、総務部長より吉田会長へ諮問書をお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(総務部長が諮問書を朗読し、吉田会長へ渡す。)

議長

ただいま印西市長名で、審議会会長宛に名称変更についての諮問を受け取りました。皆様にもコピーが配付されております。

続きまして、会議次第の6「印西市の住所表示について」でございしますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議長

続きまして、市内の現地視察に移りたいと思いますが、その前に、都市再生機構の方をお呼びしていますのでお願いします。

会議次第7の市内現地視察に入ります前に、今回の審議対象となります区域等の概要について、当区域の開発事業者でございます、独立行政法人都市再生機構千葉ニュータウン事業本部からおいでいただいておりますので、事業部リーダーの佐藤様から説明をお願いします。

(都市再生機構 千葉ニュータウン8住区及び9住区の概要説明)

議長

それでは現地視察となります。

事務局

それでは現地視察となりますので、正面玄関に移動して下さるようお願いいたします。

なお、乗車いただく車は、お配りいたしました「市内現地視察配車表」のとおりですので、よろしくお願いいたします。

(千葉ニュータウン8住区及び9住区現地視察)

議長

それではどうもお疲れ様でした。現地の視察をさせていただきました。それでは、会議次第8の審議事項でございます。「千葉

ニュータウン8住区及び9住区の字の区域及び名称の変更について」でございますが、それでは事務局からお願いします。

(事 務 局 説 明)

議長 それでは、事務局の説明がございました。字の区域及び名称の最終的な決定については、次回以降の会議とさせていただいた方がよろしいかと思えます。今回の会議におきましては、字の区域、名称に関して、現場視察した段階で皆さまの御感想あるいは御意見をいただければと思えます。よろしくをお願いします。

委員 今回の字の区域は難しいと思えます。入り組んでいて大森、鹿黒、草深などが入っていて、これをひとつにしていくのは大変難しいと思えます。ひとつの案としては、たとえば8住区につきましては、その中で一番中心的な鹿黒の中に小字で新山があります。新山あたりにするか、9住区につきましてはこれも、草深、泉、多々羅田とか色々ありまして、これも難しいのですが、中心地点が泉になりますので、しかも東の方に泉公園ができています。そういう名称をとっていることから、泉がいいかなと思えますし、泉というと和泉（わいずみ）もありますので、この辺は少し問題になりますが、さもないと西ヶ作という小字もありますから、西ヶ作中割とか南西ヶ作とかありますので、西ヶ作をひとつの案としたいと思えます。このように、従来の地名から名称を付けていくという方法もありますが、少し難しいですけれども、全く新しい別の名称を付けるという方法もあると思えます。

委員 前提として、8住区でひとつの地名、9住区でひとつの地名というような感じで、方向性としてはそれでよろしいのですよね。

議長 地形からも、そのように見えますね。
方向性としては、8住区、9住区の名称はそれぞれ別と、小字、大字では重複しているところもあるようですけども、基本的には8住区、9住区は別名称で区分するということになりますでしょうか。

委員 私は小字を大事にしようという考えがありまして、前から言っていることなんですけど、地名というのは土地の履歴だと思いますので、全く新しい耳触りの優しい言葉ではなくて、従来からある

大字小字を大事にして、そういう意味では9住区に関しては西ヶ作というのもひとついい案かなと思いますし、多々羅田という地名が資料にも書いてありますけれども、多々羅田というのは製鉄関係の地名ですね、これが大字として無いのであれば、これも良いと思います。

議長 多々羅田はこの地名にもありますけども、確か船尾の方にもあります。

委員 字名を付けるのに、非常に前回も色々協議して方向付けしたと記憶しておりますが、今回たまたま開発者の都市再生機構様が同席していますが、開発者さん側としての地名の発想というか案的なものがありましたら、伺わせてもらえればと思いますが。

都市再生機構 こちらの8住区、9住区につきましては、特にこちらから、この名前という強くお願いしたいものはございません。

委員 案的なものというか、今後、例えば都市再生機構の組織の中には、アドバイザーさんというか、そういう地名を付けるプロがいると思うんですけど、8住区、9住区の大文字小文字の由来などを参考にしながら、その辺の発想をお願いするというわけにはいかないんですかね。

都市再生機構 現在のところ、まだそういったお話が印西市さんとはしていないという状況です。

委員 市の方から一緒に相談に乗っていただきたいというような依頼があれば、乗らないこともないというような解釈でよろしいですかね。

都市再生機構 そこは、お話があれば伺っていきます。

委員 議長、そういうようなことですので、ひとつプロの発想ですか、それを参考に、また次回の会議でそのアドバイスを受けながら、12月議会に上程するというので、多少時間もあるようですので、そのような考え方もひとつとしてあるのではないかなという意味で、ひとつよろしくお願いします。

議長 開発する方でも名称は重要だと思いますので、何か御意見や参考になる事がありましたら、いただければ幸いですということですね。

事務局 先ほど事務局から説明があったとおり、8住区に既に住まわれている方がいらっしゃいます。その町内会といろいろ話をしていく中で、字の名称につきましては、この審議会の方で決めていくという話をしているわけですが、町内会長の方から、できれば「鹿黒」という名前を入れることを含めて検討をしていただきたいという旨の話があったということだけ先に伝えさせていただきます。あくまでこの審議会の中で決めていく話ですが、このことを先に伝えさせていただきますのでよろしくお願いします。

議長 地元の今住んでいる方々の御希望もあるということで、「鹿黒」という名前があがっております。ここで鹿黒のいわれが書いてありますが、蘇我入鹿の話まで遡って、大変由緒深いことが書いてあります。これは印旛郡誌という江戸末期の古文書にある事だと思います。そのようなことで住民の方の御希望も多少勘案するという事になると思います。

委員 8住区、9住区とも中心となる字がないので、新しい名称が良いと思いますが、8住区は、ちょうど鹿黒から泉新田までの間が割野で、バス停にも割野と表示されていますよね、ですからそれもひとつの案かなという感じです。9住区についても中心となる字がないので、新規の名前を付けざるを得ないと思います。事務局の方で何か良い案を出してもらいたいですね。

議長 この周りの地名を見ますと、それなりに分かりやすい地名が付いていると思いますが、駅の周辺は中央北や南など、この周りほとんど当時は家も名所旧跡も何もない原野だったと思うので、こういったところは中央北や南で良いのでしょうか、少しはずれますと、民家があったり、その町内会ができていたりということになります。それらを踏まえて、名前を考えなくてはいけないのかなという印象を受けざるを得ないです。例えば最近では大塚は、元はあそこは大塚前遺跡で、その時代の価値ある名前や名称が残っていますから、それと語呂もいいでしょうし、そういうことで大塚と付けたと思うのですが。このようにうまいことあればいいんですが、残念ながら8住区、9住区についてはそういっ

たところがないのですね。それから由緒ある神社仏閣とか、そういう名前も特にありません。今住んでいる方も居るということで、全く居なければ、中央北、南のようなものでいいんですが、それもいかない。いずれにせよ、たたき台をつくらないと前に進まないかなと思いますので、いかがですか。

事務局 事務局の方でも考えてみるということにして、委員の皆様には次回までに色々な整理を進めて考えていただいて、案という形で提出していただき、次回の資料とさせていただきたいと思います。

議長 次回お持ちよりいただくということでどうですか。

委員 今、鹿黒というのも出たのですが、住みよい街日本一なのだから、もっと明るいもので考えてもらいたい。あまり今回の字、大字にとらわれない方が良いのではないかと思います。都市再生機構の方でもこれから売り出すのですから、読みやすく、呼びやすく、明るいイメージの名称が良いのではないかと思います。

委員 鹿黒なのですが、8住区の他にも鹿黒がありますが、それがネックかなと思っていたのですが、もし住民の方も鹿黒という地名を残していただきたいということであれば、私はこの大字の中で鹿黒という地名はとてもひかれるものなのです。歴史的にも鹿黒というと、古代から野原で鹿がいっぱい住んでいるような、そういうイメージを私は受けます。そういう歴史的なものを考えていただければありがたいなと思います。これはひとつの意見なので、皆様の総意に従いますが、それが新しい街にふさわしい地名かは、確かにちょっと異論があるところかもしれませんが。

委員 鹿黒の昔の名前を残しておきたいということがあれば、8住区は新鹿黒にすれば良いのではないですか、もうひとつの9住区の方は新泉というのもひとつの案ですね。

委員 木下とか小林は、木下南や木下東だとか小林北という付け方をしていますが、ニュータウンの場合はそういう形ではなくて、新しい名前だけ考えていった方が良いのではないですか。

委員 8住区、9住区とも、現在の大字小字の分布を見ていくと、どこも圧倒的にシェアしているところがなくて、それぞれ入り組ん

でいるので、そのひとつをとるとというのは、他の字を意図している人にとっては、逆に真意を逆なですということもあつたりすると思うので、それにとらわれずに考えなければいけないのかなと、今回に関してはそういうことで、通常であれば歴史的なものを重視したいと思っていますが、思い切って新しいもので考えるのが正しい方向なのかなという気がします。

委員 8住区と9住区は用途が住居系はほんの少力で、大半が住居系以外の用途で、唯一8住区の北側の区画の一部だけが住居系ですので、住居系に重きを置いてあげて、住居系をメインに検討した方が良くと思います。

委員 大字小字の由来などの資料を見て考えてはみましたが、9住区は泉が真ん中にありますので、泉台が良いのではないかと、水が湧き出ている良い印象があります。

議長 この8住区、9住区は地名がすんなり決まるような地域ではありませんし、それから字名も入り組んでいますし、近隣の字も入り組んでいるようで、それから用途が商業地域です。9住区は特に民家もありませんし、商業施設を大きな区割でやられるということですから、将来ここが住宅地に転換されることは当分無いのではないですか。そのような色々な条件があると思います。8住区については若干民家があるということと、町内会が成立しているということ踏まえて、考えた方が良くと思います。

皆様方から色々お話を伺いましたので、また事務局でもたたき台を作成し、それと皆様方からもたたき台をいただいて、次回検討会ということはいかがでしょうか。そういう日程でよろしいですか。議会が12月ですか。12月の議会で承認を得るとなりますと、審議会の答申が10月中、10月一杯で御意見を皆様から頂戴して決めるという日程にさせていただきたい。その間にアイデア御意見をお願いします。

事務局 今後の日程について事務局から説明いたします。

(日程の説明)

議長 事務局から話がございます、日程の提案がありました。

全員が出席できる日はありますでしょうか。

(日程調整の話し合い)

事務局 それでは候補日を増やしまして、改めて日程調整はさせていただきます。その際に、字の名称や丁目表示にするのかなどの、調査をお願いする様式を考えます。

議長 今、事務局からありましたとおり、日程については他に候補日を御連絡するということでよろしいでしょうか、それと皆様からの御提案事項につきましても、フォームを作りまして皆様に一旦配って、それを次回の会議までに取りまとめて配付すると、それに加えて事務局案も提案していただくと、そのような形で次回させていただきますということよろしいですか。

それでは、皆様の御意見もいただいたようですし、何か事務局ございますか。

事務局 日程等の御連絡で E メールを御希望の方はアドレスをお伺いしますのでお申し出ください。

議長 今日は現場視察その他、8住区、9住区の名称につきまして、やってきました。暑い中お集まりいただきまして、また、現場を見ていただきましてありがとうございます。大変難しい地区でございますが、皆様の素晴らしいアイデアをお待ちしております。次回期待をして開催をさせていただきますので、よろしく願います。今日は長時間にわたり御審議、誠にありがとうございました。